

区民懇談会提言の要点について

区民懇談会起草部会長
沼田 良

「地方自治は、憲法あるいは地方自治法の条文にも明記されているが、これからの本当の自治を実践するためには、自らの規範が必要だと思う。」
(2006年7月3日、区民懇談会の「提言」を受け取った直後の練馬区長の挨拶)

1、経過 — 懇談会はどのように提言をまとめたか

区民懇談会の活動期間は、2005.6.15～2006.7.3の約1年間
当初は8か月間で終える予定だったが、4か月ほど延長した
区長からの諮問—「盛り込むべき項目と内容についての検討」
懇談会(2005.6.15～、のべ15回)—学識4名、公募13名、団体17名
起草部会(2006.2.13～、のべ18回)—学識3名、公募5名、団体4名
前半はワークショップ、後半はそれをふまえた提言案の策定

2、骨子 — 懇談会はどのような提言をまとめたか

本文は全13章+前文、A4で24ページ。ほかに付属資料
区の最高規範→条例の条例、制定改廃・解釈運用での基準
自治の担い手→「区民」+「区」
「区民」の定義→コアの区民(住民)と広義の区民
「区」の定義→議会、長、職員など
協働とコミュニティ→「コミュニティと区の協働」
住民投票→重要事項について可能とするが、別途条例化
自治推進委員会→区長の諮問機関として設置
特別区→「名実ともに自主的自立的な地方公共団体」

3、意義 — (仮称)練馬区自治基本条例は必要か

新旧ふたつの自治イメージ

- 1、自治の従来型、タテジマ模様、国による自治、役所の自治
 - 2、自治の本来型、マール模様、地域による自治、市民の自治
- 区民による「自治」の再定義へ(自己規律と自己統治)